

「無線設備規則の一部を改正する省令案等に係る意見募集
 -第4世代移動通信システム（LTE-Advanced）等及び広帯域移動無線アクセスシステムの高度化-」
 に対して提出された意見と総務省の考え方
 （意見募集期間：平成28年6月4日～平成28年7月4日）
 【意見提出 4件】

No	意見提出者（順不同）	提出された意見（全文）	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	株式会社NTTドコモ	「無線設備規則の一部を改正する省令案等に係る意見募集-第4世代移動通信システム（LTE-Advanced）及び広帯域移動通信システムの高度化-」について下記の通り意見を申し上げます。 意見募集対象である「無線設備規則の一部を改正する省令案等」は、LTE-Advancedの技術を上り回線に導入するため、また、下り回線に多値変調方式（256QAM）を導入するために必要な制度整備を行うものであり適切と考えます。 今回の改正案には、現行において制度整備がなされた上り回線における連続する搬送波を束ねるキャリアアグリゲーションに加え、搬送波が連続しないキャリアアグリゲーションを導入するため、及び、下り回線の変調方式として現行の64QAMまでの変調方式に加え256QAMを導入するための改正案が含まれています。これらの技術を適用することにより、上り回線、下り回線においてより高速な通信が可能となるため、増加しつづけるトラフィックを収容する上で大きなメリットがあります。そのため、速やかに関係省令等の整備が行われることを希望します。	本改正案への賛同意見として承ります。	なし
2	KDDI株式会社	我が国における携帯電話サービスにおける契約台数は、日本国における総人口を超え、携帯電話等で利用される移動通信トラフィックについても、高品質動画コンテンツ等の閲覧等により増大を続けている状況にあります。 また、移動通信トラフィックについては、ネットワークから端末へのコンテンツダウンロードのみならず、SNSアプリケーション等によるユーザ端末からの情報発信の需要も増加しております。	本改正案への賛同意見として承ります。	なし

		今般の省令案等は、携帯電話システム等に新たな高度化技術（多値変調、UL-CAなど）の導入を可能とするものであり、先に述べた携帯電話等利用者の通信需要増大への対応が図られることとなります。また、陸上移動中継局及び小電力レピータにおける再生中継方式等の導入を可能とするものであり、同無線装置を利用するエリア補完場所において、周辺基地局との干渉回避等が図られる技術となります。これらの導入によって、サービス品質の向上と携帯電話システム等の更なる周波数の有効利用に寄与できることから、本案に賛同いたします。 なお、本省令案等に記載の高度化技術が早期に適用可能となるよう、速やかな省令の施行を実施して頂くことを希望いたします。		
3	Wireless City Planning株式会社	今回の意見募集の対象となっている無線設備規則の一部を改正する省令案等に係る意見募集においては、第4世代移動通信システム（LTE-Advanced）および広帯域移動無線アクセスシステムにおける周波数変換型再生方式の中継局、上りキャリアアグリゲーション、及び256QAMといった効率的なエリアカバーやさらなる高速化実現のための技術方策が盛り込まれた内容となっております。 ただし、「（キ）広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件（平成24年総務省告示第435号）の告示案」における「6スプリアス領域における不要発射の強度の許容値」「（二）陸上移動局の送信装置」の注1は、一の搬送波に対する規定となっておりますが、連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置についても同注の適用が必要と考えております。 上記も含めた本技術導入に向けた当該関係省令等の施行が迅速に行われることを希望します。	本改正案への賛同意見として承ります。 御意見を踏まえ、連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置についても一の搬送波に対する規定と同様の規定を適用するよう修正いたします。	あり
4	UQコミュニケーションズ株式会社	本無線設備規則の一部を改正する省令案等については、本年5月24日に情報通信審議会より一部答申を受けた内容を制度化するものであり、賛成いたします。 なお、本省令案等に記載の高度化技術が早期に適用可能となるよう、速やかな省令の施行を実施頂くことを希望いたします。	本改正案への賛同意見として承ります。	なし